

平成 24 年 3 月 2 日

食品安全委員会での審議等の状況

1. リスク管理機関からの意見聴取

農薬名	委員会	意見聴取の内容
フェニトロチオン	2012/3/1（第 421 回）	初回、暫定基準 ¹⁾
2,6-ジフルオロ安息香酸		初回、暫定基準
N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド		
XMC		
アザフェニジン		
アリドクロール		
イサゾホス		
エチオフェンカルブ		
エトリムホス		
クロプロップ		
クロルフェンソン		
ジクロン		
シノスルフロン		
ジメピペレート		
テレフタル酸銅		
トリクラミド		
ナプロアニリド		
ハルフェンプロックス		
ピペロホス		
ピリフェノックス		
プロパホス		
プロモクロロメタン		
ヘキサフルムロン		

¹⁾ 魚介類については平成 22 年 9 月 30 日第 349 回食品安全委員会にて別途意見聴取

2. リスク管理機関への通知

農薬名	委員会	通知日	ADI
ピラフルフェンエチル（第 2 版）	2012/2/16（第 419 回）	2/16	0.17 mg/kg 体重/日
メタフルミゾン（第 2 版）			0.12 mg/kg 体重/日
レピメクチン（第 2 版）			0.02 mg/kg 体重/日

エスプロカルブ（第3版）	2012/2/23（第420回）	2/23	0.01 mg/kg 体重/日
ノバルロン（第5版）			0.011 mg/kg 体重/日
フェリムゾン（第2版）			0.019 mg/kg 体重/日
クロチアニジン（第4版）	2012/3/1（第421回）	3/1	0.097 mg/kg 体重/日
チアメトキサム（第2版）			0.018 mg/kg 体重/日
クレソキシムメチル			0.36 mg/kg 体重/日
テブフロキン			0.041 mg/kg 体重/日
ビキサフェン			0.019 mg/kg 体重/日
フルトリアホール			0.01 mg/kg 体重/日
2,6-ジフルオロ安息香酸			食品安全基本法第11条 第1項第2号の人の健康 に及ぼす悪影響の内容 及び程度が明らかであ るときに該当する
N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノル ボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド			
XMC			
アザフェニジン			
アリドクロール			
イサゾホス			
エチオフェンカルブ			
エトリムホス			
クロプロップ			
クロルフェンゾン			
ジクロン			
シノスルフロン			
ジメピペレート			
テレフタル酸銅			
トリクラミド			
ナプロアニリド			
ハルフェンプロックス			
ヒペロホス			
ピリフェノックス			
プロパホス			
ブロモクロロメタン			
ヘキサフルムロン			